		条第一項（電波法第十六条第二項に規定する届出に係る部分を除く。）、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十の十九第一項、第二十五条の二十二の二第一項、第二十五条の二十四第一項、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条の二第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の三（第三十一条の四及び第三十一条の五において準用する場合を含む。）
［略］	無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）	第四条第一項、第九条、第十二条第二項（通知する部分に限る。）及び第十六条第二項
［略］	電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）	第八条
［略］	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）	第三条第一項、第六条第四項及び第五項、第十七条第四項及び第五項、第二十五条第四項及び第五項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十九条第二項、第八項及び第九項

		む。）、第二十条の三の二第一項（第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。）、第二十条の三の三第一項、第二十条の八第一項、第二十三条第一項（第二十五条の二十二において準用する場合を含む。）、第二十三条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条の四第一項、第二十五条の五、第二十五条の六第一項、第二十五条の七第一項から第三項まで（これらの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一、第二十五条の十二（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十三第一項（第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十の十四第一項、第二十五条の十五第一項（第二十五条の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二（第三十一条の三及び第三十一条の四において準用する場合を含む。）
［同上］	無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）	第四条第一項、第九条、第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項（通知する部分に限る。）並びに第十六条第二項
［同上］	電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）	第八条及び第十条
［同上］	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）	第三条第一項、第五条第一項、第六条第四項及び第五項、第九条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十一条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十七条第四項及び第五項、